

島根労働局発表

平成29年8月28日

担

労働基準部 健康安全課

健康安全課長 鷹中 康博

地方労働衛生専門官 藤原 博

当

TEL 0852-31-1157

平成29年度「全国労働衛生週間」について

～ 働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場 ～

島根労働局（局長 あさのしげみつ 浅野茂充）は、平成29年度全国労働衛生週間における島根県内の事業場の労働衛生活動の促進を呼びかけます。

1 全国労働衛生週間の目的

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しており、今年で68回目を迎えます。

2 全国労働衛生週間の期間

本週間 10月1日～10月7日（準備期間 9月1日～9月30日）

3 本週間及び準備期間中の主な取組

- ① 治療と職業生活の両立支援を推進するため、「島根県地域両立支援推進チーム」を設置し、第1回会議を開催
- ② 受動喫煙防止対策を推進するため、事業場での喫煙ブースの見学も含めた「職場の受動喫煙防止対策研修会」を開催
- ③ 事業場のメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフを対象に「メンタルヘルスケア研修会」を開催
- ④ 国、県等の関係機関・団体等に対し、労働衛生週間の取組と周知の協力を要請

※ ①～④の詳細は、別紙のとおり。

○ 全国労働衛生週間に係る本週間及び準備期間中の取組内容

- ① 治療と職業生活の両立支援を推進するため、「島根県地域両立支援推進チーム」を設置し、第1回会議を開催（一部公開）

病気を抱える労働者が治療しながら仕事が続けられる環境を整備するため、労使関係者、医師会、医療機関、県等をメンバーとする「島根県地域両立支援推進チーム」を設置し、各機関の両立支援に係る取組や連携のあり方などについて協議します。（後日改めて発表予定。）

日時：9月28日（木）13時30分～

場所：サンラポーむらくも（松江市殿町369番地）

- ② 受動喫煙防止対策を推進するため、事業場での喫煙ブースの見学も含めた「職場の受動喫煙防止対策研修会」を開催（公開）

労働安全衛生法では「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置を講じること」が事業者の努力義務とされています。

日本製紙（株）江津工場のご協力の下、島根産業保健総合支援センターとの共催で、喫煙ブースの見学も含めた職場の受動喫煙防止対策について、研修会を開催します。（後日改めて発表予定。）

日時：10月4日（水）14時～

場所：日本製紙（株）江津工場（江津市江津町1280番地）

- ③ 事業場のメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフを対象に「島根県メンタルヘルスケア研修会」を開催

平成27年の厚生労働省の調査では、職業生活での強い不安、悩み、ストレスがある労働者は、56%を占めており、また、精神障害の労災請求件数、認定件数ともに増加傾向にあるなど、職場におけるメンタルヘルス対策がますます重要となっています。

県医師会などと構成している島根県産業保健連絡協議会では、産業医、衛生管理者、人事労務担当者などを対象にメンタルヘルスケア研修会を開催します。

研修会では、メンタルヘルス対策を積極的に推進している事業場からの取組事例の報告や「解決する産業医学 ～今どきのメンタルヘルス事業と対策法～」をテーマとした講演を予定しております。

日時：9月7日（木）12時50分～

場所：出雲市民会館（出雲市塩冶有原町2丁目15番地）

- ④ 国、県等の関係機関・団体等に対し、労働衛生週間の取組と周知の協力を要請

国の出先機関、地方公共団体、労働災害防止団体、報道機関等の124団体・機関等に対し、全国労働衛生週間の周知・広報の要請を行います。